

別表3 (設計住宅性能評価料金)

(税込額/単位:円)

	(い) 床面積の合計・ 評価戸数	(ろ) 評価料金の額		
		必須項目のみ	選択1項目当 たりの額	選択3項目以上の額
戸 建住 宅	200㎡未満	45,000	2,000	50,000
	200㎡以上500 ㎡未満	61,000		66,000
	500㎡以上	77,000		82,000
共 同 住 宅 等	1戸以上5戸未満	29,000+14,000 ×M	3,000	38,000+14,000× M
	5戸以上10戸未満	58,000+14,000 ×M	5,000	72,000+14,000× M
	10戸以上20戸未 満	12,000+18,000 ×M	8,000	27,000+18,000× M
	20戸以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

※Mは、評価対象戸数を表す。

※設計住宅性能評価申請の中で長期使用構造等の審査がある場合の料金は、別表4の料金とする。

別表4 (長期使用構造等確認料金 (新築))

(税込額/単位:円)

	(い) 床面積の合 計・評価戸数	(ろ) 確認料金の額 (新築)		
		評価必須項目・長期使用構造等のみ		
		一般	①※1	②※1
戸建住宅		52,000	46,000	39,000
共 同 住 宅 等	1戸以上 5戸以内	46,000+14,000 ×M	別途見積もり	別途見積もり
	5戸超 10戸以内	38,000+14,000 ×M		
	10戸超 20戸未満	72,000+12,000 ×M		
	20戸以上	別途見積もり		

評価項目の加算額		評価同時申請※2
1分野当たり	3分野以上	
2,000	4,000	10,000
3,000	8,000	別途見積もり
4,000	11,000	
5,000	15,000	
別途見積もり	別途見積もり	

- ※1 ①は、住宅型式性能認定住宅、②は、型式住宅部分等製造者認証住宅のことをいう。
- ※2 設計住宅性能評価申請と長期使用構造等確認申請を併願する場合
- ※3 戸建住宅の変更確認申請は、上記料金の1/2とする。(千円未満の端数が生じた場合は、百円単位を切り上げます。)
- ※4 共同住宅等の変更確認申請は、見積もりとする。
- ※5 申請料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。

別表5 (長期使用構造等確認料金 (増改築)) (税込額/単位:円)

	確認料金の額	住宅性能評価等がある場合
戸建住宅	73,000	49,000
共同住宅等		別途見積もり

別表6 (建設住宅性能評価料金)

(税込額/単位:円)

	(い) 床面積の合計・評価戸数	(ろ) 評価料金の額
戸建住宅	200㎡未満	98,000
	200㎡以上500㎡未満	123,000
	500㎡以上	148,000
共同住宅等	1戸以上20戸未満	72,000 + 24,000 × M
	20戸以上	別途見積もり

※Mは評価対象戸数を表す。

※建設住宅性能評価の申請料金の額は、上記料金に紛争処理負担金を加えた額とする。

別表 7 (他社が設計住宅性能評価を行った建設住宅性能評価料金加算額

(税込額/単位:円)

	(い) 床面積の合計・評価戸数	(ろ) 料金加算額
戸建住宅	200㎡未満	別表6の建設住宅性能評価料金の50% (千円未満切り上げ)
	200㎡以上500㎡未満	
	500㎡以上	
共同住宅等	2戸以上20戸未満	
	20戸以上	

別表 8 (住宅型式性能認定住宅料金)

(税込額/単位:円)

	(い) 床面積の合計・評価戸数	(ろ) 設計住宅性能評価の料金から減ずる額	(は) 建設住宅性能評価の料金から減ずる額
戸建住宅	200㎡未満	別表3の10% (千円未満切り捨て)	別表6の10% (千円未満切り捨て)
	200㎡以上500㎡未満		
	500㎡以上		
共同住宅等	2戸以上20戸未満		
	20戸以上50戸未満		
	50戸以上		

※設計住宅性能評価申請の中で長期使用構造等の審査がある場合を除く。

別表 9 (型式住宅部分等製造者認証料金)

(税込額/単位:円)

	(い) 床面積の合計・評価戸数	(ろ) 設計住宅性能評価の料金から減ずる額	(は) 建設住宅性能評価の料金から減ずる額
戸建住宅	200㎡未満	別表3の20% (千円未満切り捨て)	別表6の20% (千円未満切り捨て)
	200㎡以上500㎡未満		
	500㎡以上		
共	2戸以上20戸未満		

同居 宅 等	20戸以上50戸未満		
	50戸以上		

※設計住宅性能評価申請の中で長期使用構造等の審査がある場合を除く。

別表10（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第7条第4号に規定する軽微変更該当証明申請手数料）

（税込額／単位：円）

変更分野	軽微変更該当証明料金の額
構造の安定に関すること	10,000
上記以外（一分野当たり）	7,000

※上記料金表により算定した額が、当初の料金の1/2を超えた場合は、その額を上限とする。

別表11 建設住宅性能評価料金（既存住宅）・長期使用構造等確認料金（建築工事無し）

1 戸建住宅

(1) 現況検査（必須項目） (税込額／単位：円)

延べ面積	設計図書有	設計図書無
200㎡以下	73,000	別途見積もり（ツ）
200㎡超	85,000	別途見積もり（ツ）

(2) 特定現況検査（選択項目）

別途見積もりによる。

(3) 個別性能評価（選択項目） (税込額／単位：円)

評価項目	延べ面積	設計図書有	設計図書無
構造安定に関すること	200㎡以下	25,000	別途見積もり
	200㎡超	37,000	
温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-2	31,000	
	5-1のみ	19,000	
その他の項目（化学物質濃度等、石綿有無等、粉塵濃度等を除く。）		各項目：7,000	

※室内空気中の化学物質の濃度等、石綿含有建材の有無等、室内空気中の石綿の

粉塵の濃度等は、別途見積もりとなります。

- 2 共同住宅等（長屋建て、重ね建て住宅を含む）
別途見積もりによる。

※ 建設住宅性能評価の申請料金の額は、上記料金に紛争処理負担金を加えた額とする。

令和7年8月1日施行

別表12 建設住宅性能評価料金の遠隔地の加算額

単位：円

市 町 村 名	加 算 金 額
大垣市(上石津町)、本巣市(根尾)、揖斐川町(都市計画区域外)、関市(洞戸、板取)、郡上市、白川町、東白川村、中津川市(都市計画区域外)、恵那市(都市計画区域外)、高山市(荘川町、高根町、上宝町、奥飛騨温泉郷)、飛騨市(宮川町、河合町、神岡町)、下呂市、白川村、津島市、愛西市	12,000

低炭素建築物技術的審査料金

1 住宅

(税込額/単位:円)

建築物の種類		料 金	
一戸建ての住宅		型式 ※1	28,000
		上記以外	37,000
共同住宅等 ※2 ※3	建築物全体	1住戸	41,000
		2住戸	61,000
		3～5住戸	79,000
		6～10住戸	109,000
		11～20住戸未満	145,000
		20住戸以上	別途見積り による

※1 型式とは、外壁、窓等の熱損失防止対策の基準と同等と国土交通大臣が認めた型式住宅をいう。

※2 共同住宅等には、長屋を含む。

※3 共同住宅等の申請の別が、「建築物全体及び住戸の部分」の場合は、建築物全体の料金とする。

※4 変更手数料は、上記表の額の2分の1の額とする。

※5 センターが発行した次の各号に該当する書類のいずれかと併願の場合、(低炭素建築物技術的審査依頼書の内容と同一の場合をいう。) 一戸建て住宅は、10,000円(税込)、共同住宅等は上記金額の2分の1の額とする。

① 設計住宅性能評価書

② 長期使用構造等確認書

③ BELS 評価書

④ 性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査適合証

⑤ フラット35S(省エネルギー対策)設計検査に関する通知書

※6 型式を除く非木造は、上記表の評価料金を1.4倍とする。

※7 審査料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。

2 非住宅建築物

【モデル建物法】

(税込額 / 単位：円)

判定対象床面積の合計	用途分類（別表による）		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
100㎡未満	52,000	31,000	43,000
100㎡以上～200㎡未満	64,000	39,000	55,000
200㎡以上～300㎡未満	104,000	48,000	68,000
300㎡以上～1,000㎡未満	138,000	62,000	90,000
1,000㎡以上～2,000㎡未満	173,000	79,000	113,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	220,000	90,000	142,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	275,000	105,000	173,000
10,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

- ※ 審査対象床面積の合計が10,000㎡以上の場合は、別途見積りによる。
- ※ 上記以外の評価方法による場合、又は特殊な申請等の場合は、別途見積りによる。
- ※ 敷地内に複数の建築物がある場合、審査対象建築物ごとに技術的審査申請が必要となる。
- ※ 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。
- ※ 当該建築物に用途分類が複数ある場合は、一部でも①の用途が含まれている建築物は①の料金とし、①の用途が全く含まれていない建築物で、一部でも③の用途が含まれている建築物は③の料金とする。
- ※ モデル建物法の場合でモデル建物の数^(注1)が2の場合の料金は、上記表の料金の1.2倍、3の場合の料金は1.3倍とモデル建物の数が増える毎に0.1倍を加算する。ただし、1.5倍を上限とする。
(注1)「モデル建物の数」とは、モデル建物法入力支援ツールの「モデル建物法複数用途集計」の各建築物用途の数をいう。
- ※ 適合通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む。）に変更等、計算方法を変更する場合、直前の審査を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- ※ 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）は、住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金とする。この場合の住宅は、戸建て住宅又は共同住宅の建築物全体とする。
- ※ 適合通知書の再発行料金は、1通につき2,000円（税込）とする。
- ※ 審査料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。
- ※ 表中の用途区分に記載の用途については、センターの建築物省エネ法判定業務規程の別表4に定める用途とする。
- ※ 標準入力法は別途見積りによる。

住宅性能証明書発行業務手数料

建築物の種類	料金(税込額/単位:円)		
	一戸建ての住宅 (省エネ対策・耐震対策・高齢者等配慮対策) 併用住宅 ^{※4}	型式 ^{※1}	20,000
証明書あり ^{※2}		40,000	
フラット35S適合証あり ^{※3}		10,000	
上記以外		耐震対策	65,000
		省エネ対策 ^{※7}	62,000
		高齢者等配慮対策	43,000
一戸建ての住宅(既存住宅)	型式 ^{※1} 又は証明書あり ^{※2}	30,000	
	上記以外	耐震対策	65,000
		省エネ対策 ^{※7}	62,000
		高齢者等配慮対策	43,000
共同住宅等 ^{※5}	住戸のみ	別途見積もり	
	建築物全体	別途見積もり	

※1 「型式」とは、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく型式部分等製造者認証を取得したものをいいます。

※2 「証明書あり」とは、当該適用する住宅性能を満たしている次の各号に該当する書類で当社が発行したものをいいます。

- ①設計住宅性能評価書
- ②長期使用構造等確認書
- ③住宅性能証明書
- ④BELS評価書
- ⑤低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑥性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査適合証

※3 「フラット35S適合証あり」とは、当該適用する住宅性能を満足しているフラット35Sの適合証明書で当社が交付したものをいいます。

※4 併用住宅とは、一戸建て住宅に事務所や店舗が付属するものをいいます。

※5 共同住宅等には、長屋を含みます。

※6 変更手数料は、別途見積もりによります。

※7 型式を除く非木造は、上記表の評価料金を1.4倍とする。

※8 審査料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。

※9 申請地が次表の区域にある場合、同表に掲げる金額を検査手数料に加算する。(令和7年8月1日から適用)

単位:円

市町村名	加算金額
大垣市(上石津町)、本巣市(根尾)、揖斐川町(都市計画区域外)、関市(洞戸、板取)、郡上市、白川町、東白川村、中津川市(都市計画区域外)、恵那市(都市計画区域外)、高山市(荘川町、高根町、上宝町、奥飛騨温泉郷)、飛騨市(宮川町、河合町、神岡町)、下呂市、白川村、津島市、愛西市	12,000

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条の認定に係る技術的審査料金

1 第30条の性能向上計画認定に係る技術的審査料金

戸建住宅（新築住宅）

（税込額／単位：円）

単独申請		住宅性能評価等同時申請	
手数料の額	住宅型式性能認定等の額	評価基準5-1の場合	評価基準5-1及び5-2の場合
37,000	28,000	14,000	8,000

共同住宅等（新築住宅）

（税込額／単位：円）

		単独申請	住宅性能評価等同時申請	
			評価基準5-1の場合	評価基準5-1及び5-2の場合
共同住宅等（住戸の部分のみ）	1戸	37,000	19,000	13,000
	2戸	55,000	28,000	19,000
	3～5戸	73,000	37,000	25,000
	6～10戸	103,000	52,000	35,000
	11～20戸未満	133,000	67,000	45,000
	20戸以上	別途見積もり		
建築物全体	1戸	41,000	21,000	14,000
	2戸	61,000	31,000	21,000
	3～5戸	79,000	40,000	27,000
	6～10戸	109,000	55,000	37,000
	11～20戸未満	145,000	73,000	49,000
	20戸以上	別途見積もり		

※ 共同住宅等の申請の別が「建築物全体及び住戸の部分」の場合は、建築物全体の料金とする。

※ 「住宅型式性能認定等」とは、外壁、窓等の熱損失防止対策の基準と同等と国土交通大臣が認めた型式住宅をいう。

※ 「住宅性能評価等同時申請」とは、次の各号に該当する書類をセンターに同時申請し、法第30条の認定に係る技術的審査依頼書の内容と同一の場合に適用する。

- ① 設計住宅性能評価申請書
- ② 長期使用構造等確認申請書
- ③ 住宅性能証明書審査申請書
- ④ BELSに係る評価申請書
- ⑤ 低炭素技術的審査依頼書
- ⑥ フラット35S（省エネルギー対策）設計検査に関する通知書

※ 変更手数料は、新規申請手数料の2分の1の額とする。

※ 既存住宅は、別途見積もりとする。

※ 型式を除く非木造は、上記表の審査料金を1.4倍とする。

※ 審査料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。

2 非住宅建築物

【モデル建物法】

(税込額/単位：円)

判定対象床面積の合計	用途分類		
	①ホテル、病院、 集会所等	②工場等	③左記以外
100㎡未満	52,000	31,000	43,000
100㎡以上～200㎡未満	64,000	39,000	55,000
200㎡以上～300㎡未満	104,000	48,000	68,000
300㎡以上～1,000㎡未満	138,000	62,000	90,000
1,000㎡以上～2,000㎡未満	173,000	79,000	113,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	220,000	90,000	142,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	275,000	105,000	173,000
10,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

- ※ 審査対象床面積の合計が10,000㎡以上の場合は、別途見積りとする。
- ※ 上記以外の評価方法による場合、又は特殊な申請等の場合は、別途見積りとする。
- ※ 敷地内に複数の建築物がある場合、審査対象建築物ごとに技術的審査申請が必要となる。
- ※ 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。
- ※ 当該建築物に用途分類が複数ある場合は、一部でも①の用途が含まれている建築物は①の料金とし、①の用途が全く含まれていない建築物で、一部でも③の用途が含まれている建築物は③の料金とする。
- ※ モデル建物法の場合でモデル建物の数（注1）が2の場合の料金は、上記表の料金の1.2倍、3の場合の料金は1.3倍とモデル建物の数が増える毎に0.1倍を加算する。ただし、1.5倍を上限とする。
（注1）「モデル建物の数」とは、モデル建物法入力支援ツールの「モデル建物法複数用途集計」の各建築物用途の数をいう。
- ※ 適合通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更等、計算方法を変更する場合、直前の審査を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- ※ 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）は、住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金とする。この場合の住宅は、戸建て住宅又は共同住宅の建築物全体とする。
- ※ 適合通知書の再発行料金は、1通につき2,000円（税込）とする。
- ※ 審査料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。
- ※ 表中の用途区分に記載の用途については、センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程の別表4に定める用途とする。
- ※ 標準入力法は別途見積もりによる。

建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)

戸建て住宅

(税込額/単位:円)

	単独申請		住宅性能評価等同時申請 ^{※2} (型式、一般)	
	一般	型式 ^{※1}	外皮 (評価基準5-1)	外皮+一次エネルギー (評価基準5-2) ^{※5}
一戸建て住宅	37,000	28,000	14,000	8,000

共同住宅等

(税込額/単位:円)

		単独申請		住宅性能評価等同時申請 ^{※2}	
				外皮 (評価基準5-1)	外皮+一次エネルギー (評価基準5-2) ^{※5}
共同住宅等 ^{※3} ^{※4}	住戸のみ	1住戸	37,000	19,000	13,000
		2住戸	55,000	28,000	19,000
		3~5住戸	73,000	37,000	25,000
		6~10住戸	103,000	52,000	35,000
		11~20住戸未満	133,000	67,000	45,000
		20住戸以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり
	建築物全体	1住戸	41,000	21,000	14,000
		2住戸	61,000	31,000	21,000
		3~5住戸	79,000	40,000	27,000
		6~10住戸	109,000	55,000	37,000
		11~20住戸未満	145,000	73,000	49,000
		20住戸以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

※1 型式とは、外壁、窓等の熱損失防止対策の基準と同等と国土交通大臣が認めた型式住宅をいう。

※2 「住宅性能評価等同時申請」とは、次の各号に該当する書類をセンターに同時申請し、当該評価申請書の内容と同一の場合に適用する。

- ① 設計住宅性能評価申請書
- ② 長期使用構造等確認申請書
- ③ 住宅性能証明書審査申請書
- ④ 性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査依頼書
- ⑤ 低炭素技術的審査依頼書
- ⑥ フラット35S (省エネルギー対策) 設計検査に関する通知書

※3 共同住宅等には、長屋を含む。

※4 申請の別が、「建築物全体及び住戸の部分」の場合は、建築物全体の料金とする。

※5 外皮性能により評価する場合、「住宅性能評価等」により外皮性能が確認できる場合を含む。

※6 変更手数料は、新規申請手数料の2分の1の額とする。

※7 型式を除く非木造は、上記表の評価料金を1.4倍とする。

※8 評価料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。

非住宅建築物

【モデル建物法】

(税込額/単位：円)

判定対象床面積の合計	用途分類		
	①ホテル、病院、 集会所等	②工場等	③左記以外
100㎡未満	52,000	31,000	43,000
100㎡以上～200㎡未満	64,000	39,000	55,000
200㎡以上～300㎡未満	104,000	48,000	68,000
300㎡以上～1,000㎡未満	138,000	62,000	90,000
1,000㎡以上～2,000㎡未満	173,000	79,000	113,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	220,000	90,000	142,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	275,000	105,000	173,000
10,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

- ※1 評価対象床面積の合計が10,000㎡以上の場合は、別途見積もりによる。
- ※2 上記以外の評価方法による場合、又は特殊な申請等の場合は、別途見積もりによる。
- ※3 敷地内に複数の建築物がある場合、評価対象建築物ごとに評価申請が必要となる。
- ※4 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。
- ※5 当該部分に用途分類が複数ある場合は、一部でも①の用途が含まれている建築物は①の料金とし、①の用途が全く含まれていない建築物で、一部でも③の用途が含まれている建築物は③の料金とする。
- ※6 モデル建物法の場合でモデル建物の数(注1)が2の場合の料金は、上記表の料金の1.2倍、3の場合の料金は1.3倍とモデル建物の数が増える毎に0.1倍を加算する。ただし、1.5倍を上限とする。
(注1)「モデル建物の数」とは、モデル建物法入力支援ツールの「モデル建物法複数用途集計」の各建築物用途の数をいう。
- ※7 複合建築物(評価対象に住宅と非住宅を含む建築物)は、住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金とする。
この場合の住宅は、戸建て住宅又は共同住宅の建築物全体とする。
- ※8 評価を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、モデル建物法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更等、計算方法を変更する場合、直前の評価を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- ※9 評価書の再発行料金は、1通につき2,000円(税込)とする。
- ※10 評価料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。
- ※11 表中の用途区分に記載の用途については、センターの建築物省エネ法判定業務規程の別表4に定める用途とする。
- ※12 標準入力法は別途見積もりによる。

建築物エネルギー消費性能適合判定申請手数料

【戸建て住宅・共同住宅等】

(税込額 / 単位：円)

一戸建て住宅	一般	型式 ^{※8}
	37,000	28,000

(税込額 / 単位：円)

共同住宅等 ^{※1、※2}	住戸のみ	1住戸	37,000
		2住戸	55,000
		3～5住戸	73,000
		6～10住戸	103,000
		11～20住戸未満	133,000
		20住戸以上	別途見積もり
	建築物全体	1住戸	41,000
		2住戸	61,000
		3～5住戸	79,000
		6～10住戸	109,000
		11～20住戸未満	145,000
		20住戸以上	別途見積もり

- ※1 共同住宅等には、長屋を含む。
- ※2 共用部分を含む場合は、建築物全体の料金とする。
- ※3 敷地内に複数の建築物がある場合、適合義務対象建築物ごとに適合判定申請が必要となる。
- ※4 判定通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、モデル建物法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更等、計算方法を変更する場合、直前の判定を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- ※5 軽微変更該当証明の申請料金は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、直前の判定を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- ※6 当該建築物の建築確認申請を他の確認検査機関に申請する場合は、上記表の額に1.5を乗じた額とする。

- ※7 型式を除く非木造は、上記表の評価料金を1.4倍とする。
- ※8 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）は、住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金とする。この場合の住宅は、戸建て住宅又は共同住宅の建築物全体とする。
- ※9 センターへ申請済みの設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認における審査において、審査が終了済みで性能評価書又は長期使用構造等である旨の確認書の交付前に省エネ適合性判定書を交付する場合は、上記の表に記載の料金を0.5を乗じた額とする。
- ※10 判定料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。
- ※11 型式とは、外壁、窓等の熱損失防止対策の基準と同等と国土交通大臣が認めた型式住宅をいう。

【非住宅建築物・モデル建物法】

（税込額 / 単位：円）

判定対象床面積の合計	用途分類（別表による）		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
100㎡未満	52,000	31,000	43,000
100㎡以上～200㎡未満	64,000	39,000	55,000
200㎡以上～300㎡未満	104,000	48,000	68,000
300㎡以上～1,000㎡未満	138,000	62,000	90,000
1,000㎡以上～2,000㎡未満	173,000	79,000	113,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	220,000	90,000	142,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	275,000	105,000	173,000
10,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

- ※1 判定対象床面積の合計が10,000㎡以上の場合は、別途見積もりによる。
- ※2 上記以外の評価方法による場合、又は特殊な申請等の場合は、別途見積もりによる。
- ※3 敷地内に複数の建築物がある場合、適合義務対象建築物ごとに適合判定申請が必要となる。
- ※4 増改築の場合、増改築に係る部分の床面積をもとに料金を適用する。
- ※5 当該建築物に用途分類が複数ある場合は、一部でも①の用途が含まれている建築物は①の料金とし、①の用途が全く含まれていない建築物で、一

部でも③の用途が含まれている建築物は③の料金とする。

- ※6 モデル建物法の場合でモデル建物の数（注1）が2の場合の料金は、上記表の料金の1.2倍、3の場合の料金は1.3倍とモデル建物の数が増える毎に0.1倍を加算する。ただし、1.5倍を上限とする。
（注1）「モデル建物の数」とは、モデル建物法入力支援ツールの「モデル建物法複数用途集計」の各建築物用途の数をいう。
- ※7 判定通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更等、計算方法を変更する場合、直前の判定を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- ※8 軽微変更該当証明の申請料金は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、直前の判定を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- ※9 当該建築物の建築確認申請を他の確認検査機関に申請する場合は、上記表の額に1.5を乗じた額とする。
- ※10 当該建築物に計算の対象となる室、設備が無い場合は、上記表によらず25,000円（税込）とする。
- ※11 判定通知書の再発行料金は、1通につき2,000円（税込）とする。
- ※12 判定料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。
- ※13 標準入力法は別途見積もりによる。
- ※14 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）は、住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金とする。この場合の住宅は、戸建て住宅又は共同住宅等の建築物全体とする。